

◎ 牛生諸世親要具ハ役働者食料諸般ハ皆

二、年端ハ米米諸般ニ盡キ人ノコト

論(對)ノ

一、養身又養服諸般ニ以テスルコト(工務局等ノ會場、示、等他、)

三、

一、食料又養服諸般ニ以テスルコト

二、食料又養服諸般ニ以テスルコト

三、食料又養服諸般ニ以テスルコト

四、食料又養服諸般ニ以テスルコト

五、食料又養服諸般ニ以テスルコト

與中

又權ヲ以テスルコト

本組合ハ社會的諸般ニ對シテハ、養身又養服諸般ニ以テスルコト

決議 (附則一覽ニテ示ス)

財團法人協同會大阪支所

(鶴橋支部提出)

決議 (商場一致ニテ可決)

本組合大旨ハ生産要具ノ労働者負擔ヲ労働者ノ利益ノ爲ニ徹底ス

ベク努方スルコトヲ決議ス

理由

一、生産要具ヲ労働者側ガ負擔シテ居々爲メ道具ノ購入費及修繕

費並仕事場ノ家賃等ノ費用ヲ賃銀ヨリ差引ク爲メ賃銀ノ實際額

ハ極小額デアルコト

二、資本家ハ一切職工扶助ノ義務ヨリ免レテ居ルコト

生産要具ハ當然資本家ガ負擔シナケレバナラヌ等デアルニモ拘

ラズ小規模ナ手工業的ナ産業デハ今猶昔ノ様ナ生産要具ヲ労働

者カラ負擔シテ一層苦シイ生活ニ陥ルコトノ虞ニ對シテハ

補對ニ反對シナケレバナラヌ

方法

一、争議ノ要求條項ニ加エルコト